

日本測地学会海外渡航旅費助成金に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、平成16年5月に日本測地学会(以下「学会」という。)総会において、学会創立50周年記念事業として制定された「日本測地学会海外渡航旅費助成金」(以下「助成金」という。)の使用、経理、運営等の実施細目について、規定するものである。

(使用目的)

第2条 本助成金は、学術的な国際会議出席または学術研究目的(以下「当該国際会議等」という。)のために海外に渡航する学会員(学生会員を含む)の旅費(運賃および滞在費)の全額または一部を助成するために使用する。

(募集)

第3条 学会事務局は、毎年度当初に、第2条に定める助成について、学会員に通知し、申請を募集する。

2 応募を希望する学会員(以下「渡航要望者」という。)は、可能な限り早い時期、遅くとも当該国際会議等の開催の2ヶ月以上前に、要望調書(別紙)を学会事務局に提出する。

(審査委員会)

第4条 学会は、第3条第2項による応募の中から助成すべき対象および助成金額を適正に決定するため、審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、助成選考後最初の評議会および総会において、助成金に係る選考結果を公表する。

(委員会の構成)

第5条 委員会は、学会長が推薦し、評議会の承認を得た学会員5名により構成される。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。委員に欠員が生じた場合は、第5条の手続きに準じて直ちに補充を行う。補充された委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(委員長)

第7条 委員長は、委員の互選により決定する。委員長は、委員会の長となり、委員会の招集および議事の進行にあたる。委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長により指名された委員が委員長の職務を代行する。

(委員会の開催)

第8条 委員会は、原則として半年に一度開催する。ただし、委員または学会事務局からの申し出により、随時開催することができる。なお、緊急を要する場合には、メールによる

持ち回り委員会を開催し、後日開催される委員会において追認する。

2 委員会は、当該国際会議等への派遣の可否、助成金額を審査・決定し、渡航要望者に通知する。

(審査の重点)

第9条 委員会は、審査にあたっては、測地学に関する国際会議の総会、委員会、シンポジウム等に重点を置くこととする。また、渡航要望者の当該国際会議等における任務(役員、コンピナー等)に留意すると同時に、若手研究者の講演発表も奨励する。

(報告)

第10条 渡航要望者のうち助成金を受けた者は、参加した当該国際会議等に関して、測地学会誌記事として掲載する等の報告を行わなければならない。

(渡航費、滞在費の算定)

第11条 第2条にいう渡航費の算定にあたって、運賃については、しかるべき割引運賃を基準とする。滞在費の支給期間は、必要最低限の期間とし、宿泊費については当該国際会議組織委員会等が斡旋する最低宿泊費を基準とする。なお、助成にあたり、渡航費のみを対象とし、滞在費は支給しない場合もある。

(助成金の返却)

第12条 助成を受けた者が当該会議等に関して他よりの助成金を受けた場合、また、実際の渡航目的が申請時のものから変更された場合には、助成金の受領者はその旨を直ちに委員会に届け出で、助成金の全額又は一部を学会に返却する。但し、助成金が渡航費の一部であり、かつ、他よりの補助が少額の場合には、委員会の裁定により返却を免除することができる。

(助成金の繰り越し使用)

第13条 当該会計年度内に助成金の残金が生じた場合には、これを次年度に繰り越し、次年度の助成金と合算して使用するものとする。

(規程の解釈等)

第14条 本規程の解釈について疑義が生じた場合、または、本規程にない問題が生じた場合には、学会評議会においてこれを定める。

(規程の変更)

第15条 本規程を変更する必要がある時は、学会は、学会評議会の合意を得て、これを変更することができる。

付則 本規程は、平成16年11月1日より実施する。

